平成30年第3回日高市農業委員会議事録

開	催月	日	平成 30 年 3 月 26	日(月)			
開	催場	所	日高市役所 30	1会議室			
開	催時	刻	午後1時30分				
閉	会 時	刻	午後3時00分				
議		長	横手澄男				
	議席番号	氏	名	出欠席	議席番号	氏 名	出欠席
	1	横田	拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村	実	出席	9	福井 一洋	出席
農	3	島村	芳孝	出席	1 0	横手 澄男	出席
業	4	清水	典子	出席	1 1	浅田 カヨ子	出席
委	5	梅澤	三子	出席	1 2	福嶋 輝幸	出席
員	6	佐藤	茂男	出席	1 3	森谷 進	出席
	7	道谷	淳史	出席	1 4	鳴河 のり子	出席
推進委員	1	師岡	一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
推進委員農地利用最適化	2	紫藤	清司	出席	5	庄司 等	出席
適化	3	眞通	昭彦	出席	6	本藤 利一	欠席

議事						
関係						
出席者						
事務局	事務局長 国分 央 主幹 須田 幸知 主査 大森 充浩					
	主任 横手 康雄 主事 榊 有也					
傍 聴 人						
議事						
日程第1	議事録署名委員の指名					
日程第2	議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について					
日程第3	議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について					
日程第4	議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について					
日程第5	議案第13号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について					
日程第6	議案第14号 農用地利用集積計画(案)の決定について					
日程第7	議案第15号 農用地利用配分計画(案)の決定について					
日程第8	専決処分の報告について					
その他						

日程第1 議事録署名委員の指名

議 長 これより、本日の会議に入ります。

> 日程第1議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は5番、 6番にお願いいたします。

日程第2 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

長 日程第2議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について 議 審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

長 本件担当の8番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いしま す。

> 22日に1番(推進委員)と話を伺ってきました。申請地は聖天院前のカワ セミ街道から 100mほど南側へ進んだところに位置します。申請人は申請地 の周辺に農地を所有しており、野菜や果樹を栽培しています。申請地は道路 との境に石が並べられている状態でした。申請地ではイチジクを栽培する計 画とのことです。

議 長 質疑がありましたらお願いします。

員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

員 異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。 長

日程第3 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第3議案第11号農地法第4条の規定による許可申請について 審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

事 務 局 〈議案朗読〉

> 長 本件担当の3番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いしま す。

> > 申請地は高萩小学校の東側の坂を下り 407 号線に出る手前の道を右へ進ん だところに位置します。申請地は草が少し生えており、申請地の隣接地は耕 運されていました。周辺にはコンバインが置かれてあり、これを収納する物 置かと思われます。申請人には会うことができませんでした。

質疑がありましたらお願いします。

譲受人は申請地の周辺にはどれくらい土地を所有していますか。

事 務 局 申請地の西側に田をいくつか所有しています。

> 宅地側へ寄せて分筆したほうが農地部分がまとまると思いますが、指導し ましたか。

> 指導しましたが、作業をするうえで住宅の迷惑となってしまうことや防犯 上の理由から宅地から離れて分筆されています。

事 務 局

議

8番

委

委

議

議

議

長

3番

議 長

12番

12番

事務局

3番

申請地は草が生えており、残地となる部分は耕運されているが、どのような計画ですか。

事務局

残地となる土地にはブルーベリーを作付けする計画です。

12番

用途が農業用施設ということは転用されないということですか。

事 務 局

200 m²以上の農業用施設につきましては、転用されます。

13番

譲受人の年齢を教えてください。

事 務 局

今年で○○歳になります。

議長

質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第4 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長

日程第4議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について 審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議長

3番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

3番

申請地は先ほどの案件の取り付け道路となります。申請人には会えませんでした。

議長

質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議長

事務局より2番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議長

8番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

8番

22 日に譲渡人に話を伺ってきました。申請地は県道川越日高線の高麗小学校のバス停を北へ進んだところです。現況は草が刈られた状態でした。譲受人は譲渡人の孫娘の配偶者であり教員をしているとのことです。孫娘が長年住んでいた日高市に戻るために計画したとのことです。

議長

質疑がありましたらお願いします。

12番 福嶋 輝幸委員

農地区分は何ですか。

事 務 局

3種農地です。

議長

質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 議 長 5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 委 員 異議なし。 長 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。 議 長 事務局より3番の朗読をお願いします。 議 事 務 局 〈議案朗読〉 長 9番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 議 9番 譲渡人と譲受人の関係は親戚です。申請地は下鹿山のマクドナルドの北側 に位置します。周辺には住宅があり、日当たりの悪い農地でした。駐車場を 計画しているとのことでした。 質疑がありましたらお願いします。 議 長 3番 転用目的は駐車場なのですか。 事 務 局 申請地は譲受人の息子が市外から戻ってくるため、その分と来客用の駐車 スペースの計画となっており、住宅用地の一部となります。 将来、住宅を建築するなど排水計画が伴い、排水先が小畔川となる場合は、 3番 土地改良区との協議をするよう指導してください。 事 務 局 わかりました。 議 長 質疑がありましたらお願いします。 委 員 ありません。 長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 議 5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 委 員 異議なし。 議 長 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。 事務局より4番の朗読をお願いします。 議 長 事 務 局 〈議案朗読〉 9番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 長 議 9番 譲渡人と譲受人の関係は兄弟です。申請地は先ほどの案件と隣接していま す。同じく、駐車スペースが足りないため、その分を確保する計画とのこと です。 質疑がありましたらお願いします。 議 長 3番 先ほどの案件と同様で、将来、住宅を建築するなど排水計画が伴い、排水 先が小畔川となる場合は、土地改良区との協議をするよう指導してください。 事 務 局 わかりました。 質疑がありましたらお願いします。 議 長 委 員 ありません。 長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 議 5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 委 員 異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第5 議案第13号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更 について

議長

日程第5議案第13号農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議長

本件担当の12番より申請地の状況について説明をお願いします。

12番

申請地は天神様の東側に位置します。現況は耕作していないものの、管理はしている状態でした。

議 事務 局 事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、当初の計画者が自己用住宅を建築する目的で農地転用許可を 取得しましたが、家族の病気治療などの事情により、計画が実行できない状態が続き、計画自体も断念することになりました。

承継者は、現在、田波目地区に住んでおり、子供が3人います。一番上の長男が結婚し家庭を持ち、現在は市外に住んでおりますが、諸事情で実家に帰ってくることとなり、現在の住居が手狭となってしまうことから、別の場所へ住居を構え、長男家族に実家を譲るため、今回の計画を立てたものです。なお、住宅建築の内容については、当時と同じ不動産業者が仲介に関係しているため、配置や規模も同様となっております。

農地区分についてですが、当時は平成21年の農地法改正前であり、2種農地の判断となりました。また、都市計画法上においても第三者が住宅を建築できる区域に指定されておりました。計画者の変更について、承認してよろしいか、ご審議をお願いします。

議長

質疑がありましたらお願いします。

12番

通常の住宅の案件よりも面積が広いのですが、どうしてですか。

事 務 局

県の担当者にも確認したのですが、おそらく分筆をしてしまうと残地部分 が農地としての利用が難しいためだと思われます。

議長

質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。承認相当 で意義ございませんか。

委 員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は承認相当と決し、県知事に送付します。

日程第6 議案第14号 農地利用集積計画(案)の決定について

議長

日程第6議案第14号農地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議長

本件担当の4番より申請地の状況について説明をお願いします。

4番

23日に現地確認をしました。申請地はニチバンの北側にある土地でこの付近は田んぼが道路沿いにある地域です。現在は、除草されて麦が作付けされている状態でした。

議長

事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

当該申請は、農地中間管理事業に基づく利用集積であり、農地中間管理機構(埼玉県農林公社)が所有者から利用権の設定を受けて、その後、担い手へ貸付を行うものであります。なお、貸付する担い手につきましては、次の議案にて審議となります。

先ずは、農地中間管理機構への利用権設定につきまして、ご審議をお願い いたします。

議長

質疑がありましたらお願いします。

3番

この場所は土地改良区の受益地だと思いますが、賦課金の関係はどうなっていますか。

事 務 局

水利権は所有者に残り、賦課金は土地所有者が支払うことで両者が合意しています。

12番

農地中間管理機構を使うメリットを教えてください。

事 務 局

複数の土地を借りて土地所有者が多数になる場合に中間管理機構が間に入ることで借り手の手続きの負担が軽減されます。また、その他には契約金の支払い手続き等も中間管理機構が行うなどのメリットがあります。

議長

質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のと おり承認ということでよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

議長

事務局より2番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議長

本件担当の8番、6番、5番 12 番より申請地の状況について説明をお願いします。

8番

申請地は飯能寄居線の新堀地区と南平沢地区の境付近にあります。現在は耕作されていないものの管理はされている状態でした。

6番

申請地は市役所北側の都市計画道路を東へ進み、信号に突き当たる場所の近くにあります。よく管理されている状態でした。もう一つの案件の場所は飯能寄居線の新堀地区と南平沢地区の境付近にあり、耕運されている状態でした。

5番

申請地は川越日高線の下鹿山のマクドナルドの交差点を北へ進み、踏切を 渡った先を東側に進んだ場所です。現在は土地の手前側に栗の木があり、奥 側には伐採された栗の木がある状態でした。 12番

申請地は毛呂山町方面に向かい、北平沢の信号を通って東に進んだ場所で す。現在は栗の木がある状態でした。

議 長

事 務 局

事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

いずれの申請地もいるま野地域明日の農業担い手育成塾へ入塾する新規に 就農を目指す人材の研修地とするための設定となります。

No.1の土地については、昨年4月から塾生となり、無農薬野菜を栽培して いる○○○○氏が利用する予定であり、経営状況が順調であることから、研 修地を拡大し、生産量の増加を見込んでいます。

No. 2、No. 3、No. 4 の土地については、4月から入塾する〇〇〇〇氏が利用 する予定であり、目指す営農類型はナス、レタスなどの露地野菜の栽培とし ています。

No.5、No.6の土地については、同じく4月から毛呂山町で入塾する○○○○ 氏が利用する予定であり、目指す営農類型は果樹としています。なお、果樹 の種類は、柚子、梅、栗としており、毛呂山町で柚子と梅、日高市で栗を栽 培することとなっています。また、研修地は、既に栗が定植されております。

議 長

7番

事 務 局

7番

事 務 局

7番

事 務 局

13番

事 務 局

長 議

委 員

議 長

委 員

長

議

議 長

事 務 局

議 長

11番

質疑がありましたらお願いします。

毛呂山町の○○○○氏は何歳ですか。

○○歳です。

仕事を退職して農業を始めたのですか。

おととしに農業大学校を卒業し、今年度は毛呂山町独自の研修を受けてい ました。来年度からは明日の担い手育成塾に入塾予定となっております。仕 事は農業と並行して行えるものであるため、現在は兼業で農業をしています。

毛呂山町が拠点となるのですか。

ゆずと栗を主な栽培作物としており、毛呂山町と日高市が拠点となります。 新規就農の年齢制限を教えてください。

新規就農の年齢制限は64歳までです。ただし、補助金は45歳までとなっ ております。

質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のと おり承認ということでよろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し てください。

事務局より3番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の11番より申請地の状況について説明をお願いします。

先日、5番(推進委員)と現地を確認しました。申請地はこま川団地の裏 にある宮崎工場の付近になります。申請地は牧草地としては問題ないと思い ます。

議長

事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請人は、日高市で認定農家となっている農地所有適格法人であり、酪農を 営んでいます。経営地については、日高市、越生町にて農地を借り入れてお り、飼料用作物を栽培しています。

申請地は申請人の経営地に近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。

議長

質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のと おり承認ということでよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

議長

事務局より4番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議長

本件担当の7番より申請地の状況について説明をお願いします。

7番

先日、現地確認をしました。現在は栗の木があり、よく剪定されている状態でした。

議長

3番より申請人の状況について説明をお願いします。

3番

申請人は栗部会の会長をしている方で栗の栽培を行っています。

議長

質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のと おり承認ということでよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

議長

日高市農業委員会会議規則第 10 条 (議事参与の制限) により、5 番は退席 をお願いします。

事務局より5番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議長

本件担当の6番より申請地の状況について説明をお願いします。

6番

申請地は高麗川小学校の北側にある道路を西へ進み踏切の手前にある土地です。現在は栗の木があり、よく手入れがされている状態でした。

議長

事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

申請人は、市から認定農業者として認定を受けており、年間の農業従事日数は 250 日、主に栗を栽培する農業者です。申請地は栗林となっており、申請人の経営地と近接していることから利用権設定の申し出に至っておりま

す。

議長質疑がありましたらお願いします。

委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のと

おり承認ということでよろしいでしょうか。

委員異議なし。

議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し

てください。5番の入室をお願いします。

議 長 日高市農業委員会会議規則第10条(議事参与の制限)により、7番は退席

をお願いします。

事務局より6番の朗読をお願いします。

事務局 〈議案朗読〉

5番

事 務 局

議 長 本件担当の5番より申請地の状況について説明をお願いします。

申請地は高麗川中学校の南側の道路を東へ進んだ先にある土地です。現在

はきれいに耕運されていました。

議 長 事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局 申請人は、市から認定農業者として認定を受けており、年間の農業従事日 数は 320 日、主にキャベツ、サツマイモ、ブロッコリーなどを栽培する農業 者です。申請地は申請人の経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大

を目的としているものです。

議長質疑がありましたらお願いします。

委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のと

おり承認ということでよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し

てください。7番の入室をお願いします。

日程第7 議案第15号 農地利用配分計画(案)の決定について

議長 日程第7議案第15号農地利用配分計画(案)の決定についてを議題とし

ます。事務局より説明をお願いします。

先程、承認を受けました農地中間管理機構が利用権設定を受けた農地につきまして、貸付をする担い手が議案の借受け希望者となります。

配分計画は、農地中間管理機構が借受けた農地について、その農地を借りたいと希望を申出た者に配分するものです。法律に基づいて農地中間管理機構が希望者へ配分する計画について、農業委員会に意見を求めるものであります。

当該希望者については、大谷沢と馬引沢地区の農地を借りており、現在、

いずれも小麦が作付けされております。平成26年から市内の農地を借り、適 正に経営をしております。 農地利用配分計画につきまして、計画内容のとおりでよろしいか、ご審議 をお願いいたします。 議 長 質疑がありましたらお願いします。 委 員 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のと 議 長 おり承認ということでよろしいでしょうか。 員 異議なし。 委 議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し てください。 日程第8 専決処分の報告について 議 長 日程第8専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 委 員 ありません。 議 長 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証する ため、ここに署名する。

議

議事録署名委員

印